令和４年４月１日以後開始事業年度分

第十号様式

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・

事業税（法第72条の２第１項 第1号・第2号・第3号・第4号 に掲げる事業）			道府県民税		
課税標準の総額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥	円	課税標準の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	円（　　）
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦			試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	
		年800万円を超える金額 ⑧			還付法人税額等の控除額 ③	
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨			退職年金等積立金に係る法人税額 ④	
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩			差引計 ①+②−③+④ ⑤	
	付加価値額 ⑪					
	資本金等の額 ⑫					
	収入金額 ⑬					

適用する事業税の分割基準	1．従業者数　2．固定資産の価額　3．事務所又は事業所数　4．軌道の延長キロメートル数　5．電線路の電力の容量

事務所又は事業所	事業税								道府県民税	
名称及び所在地	分割基準（単位＝）	分割課税標準額							分割基準（単位＝人）	分割課税標準額
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭＋⑮＋⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳		㉑
	（　）	円	円	円	円	円	円	円		円
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
合計										